

(その1)



## 收支報告書

会計	歳越	検算	転記	備考
平	平	平	④	①②③

令和  
(令和 年 月 日開催分) 年分

(ありがとうございます)

1 政治団体の名称 政治資金団体登記会 せいじ きん だん き とう とう き い かい

2 主たる事務所の所在地 奈良市東九条町 675-5

3 代表者の氏名 柴瀬 重徳

4 会計責任者の氏名 鶴見 初子

事務担当者の氏名 \_\_\_\_\_

(電話) \_\_\_\_\_

(電話) \_\_\_\_\_

(電話) \_\_\_\_\_



5.3.13

### 政治団体の区分

政 党 の 支 部  
 政 治 資 金 団 体

政治資金規正法第18条の2第1項  
の規定による政治団体  
 その他の政治団体  
 その他の政治団体の支部

### 活動区域の区分

2以上の都道府県の区域等

同一の都道府県の区域内

### 資金管理団体の指定の有無

有  
 無  
公職の種類 \_\_\_\_\_  
資金管理団体  
の届出をした  
者 の 氏 名 \_\_\_\_\_

### 国会議員関係政治団体の区分

政治資金規正法第19条の7第1項第  
1号に係る国会議員関係政治団体  
 政治資金規正法第19条の7第1項第  
2号に係る国会議員関係政治団体  
公職の候補者  
の 氏 名 \_\_\_\_\_  
公職の種類 \_\_\_\_\_

### 資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日から  
令和 年 月 日まで

### 国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間

令和 年 月 日から  
令和 年 月 日まで

0521

308600

(その2)

## 収 支 の 状 況

## 1 収支の総括表

収 入 総 額 .....	十 億	百 万	1	4	1	6	1	0	円
(前年からの繰越額) .....									0
(本年の収入額) .....							1	4	1
支 出 総 額 .....							1	4	1
翌年への繰越額 .....									0

## 2 収入項目別金額の内訳

## (1) 個人の負担する党費又は会費

金 頓 .....	十 億	百 万	4	0	0	0	0	円
員 数 .....								4

## (2) 寄 附

ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	1 0 1 千 6 1 0 円	
(うち 特 定 寄 附)		0
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附		0
(ウ) 政 治 团 体 か ら の 寄 附		0
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	1 0 1 6 1 0	
[寄 附 の う ち 寄 附 の ] 〔あ っ せ ん に よ る も の 〕		0
イ 政 党 匿 名 寄 附		0
合 計 (ア + イ)	1 0 1 6 1 0	

(その7)

(7) 寄附の内訳							寄附者の区分	個人から寄附		
寄附者の氏名(団体にあつては、その名称)	金額						年月日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備考
	十億	億	百万	千	百	円				
						0				
						0				
						0				
						0				
						0				
						0				
						0				
						0				
						0				
						0				
						0				
						0				
						0				
						0				
						0				
この頁の小計						0				
その他の寄附						101610				
合 計						101610				

(その13)

## 3 支出項目別金額の内訳

## (1) 支出の総括表

項 目	金 額						備 考
	十億	百万	千	円	本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出		
1 経 常 経 費							
(1) 人 件 費					0		
(2) 光 熱 水 費					0		
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費					0		
(4) 事 務 所 費				1 8	1 2 0		
小 計				1 8	1 2 0		
2 政 治 活 動 費							
(1) 組 織 活 動 費				9 5	9 9 0		
(2) 選 挙 関 係 費					0		
(3) 機関紙の発行その他の事業費 (ア～エの小計)					0		
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費					0		
イ 宣 伝 事 業 費					0		
ウ 政治資金パーティー開催事業費					0		
エ そ の 他 の 事 業 費					0		
(4) 調 査 研 究 費					0		
(5) 寄 附 ・ 交 付 金					0		
(6) そ の 他 の 経 費				2 7	5 0 0		
小 計				1 2 3	4 9 0		
合 計				1 4 1	6 1 0		

(その15)

(3) 政治活動費の内訳							項目別区分	組織活動費 (道路使用料、他)		
支出の目的	金額						年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	百	十	円				
						0				
						0				
						0				
						0				
						0				
						0				
						0				
						0				
						0				
						0				
						0				
						0				
						0				
						0				
						0				
						0				
この頁の小計						0				
その他の支出				9	5	990				
合 計				9	5	990				

(その15)

(その17)

## 資 産 等 の 状 況

## 1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価格が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通預金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金銭信託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有価証券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出資による権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

# 宣誓書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 8 年 2 月 22 日

政治団体の名称 政治結社 皇心会

会計責任者の氏名 畑田 初子 

（備考）

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示または提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示または提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。